

銚子市人事行政の運営等の状況の公表

市民の皆さんに市の人事行政の運営等を理解していただくため、平成17年3月に制定した「銚子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成20年度における市の職員の任免、給与、勤務時間やサービスなどの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況（平成20年度）

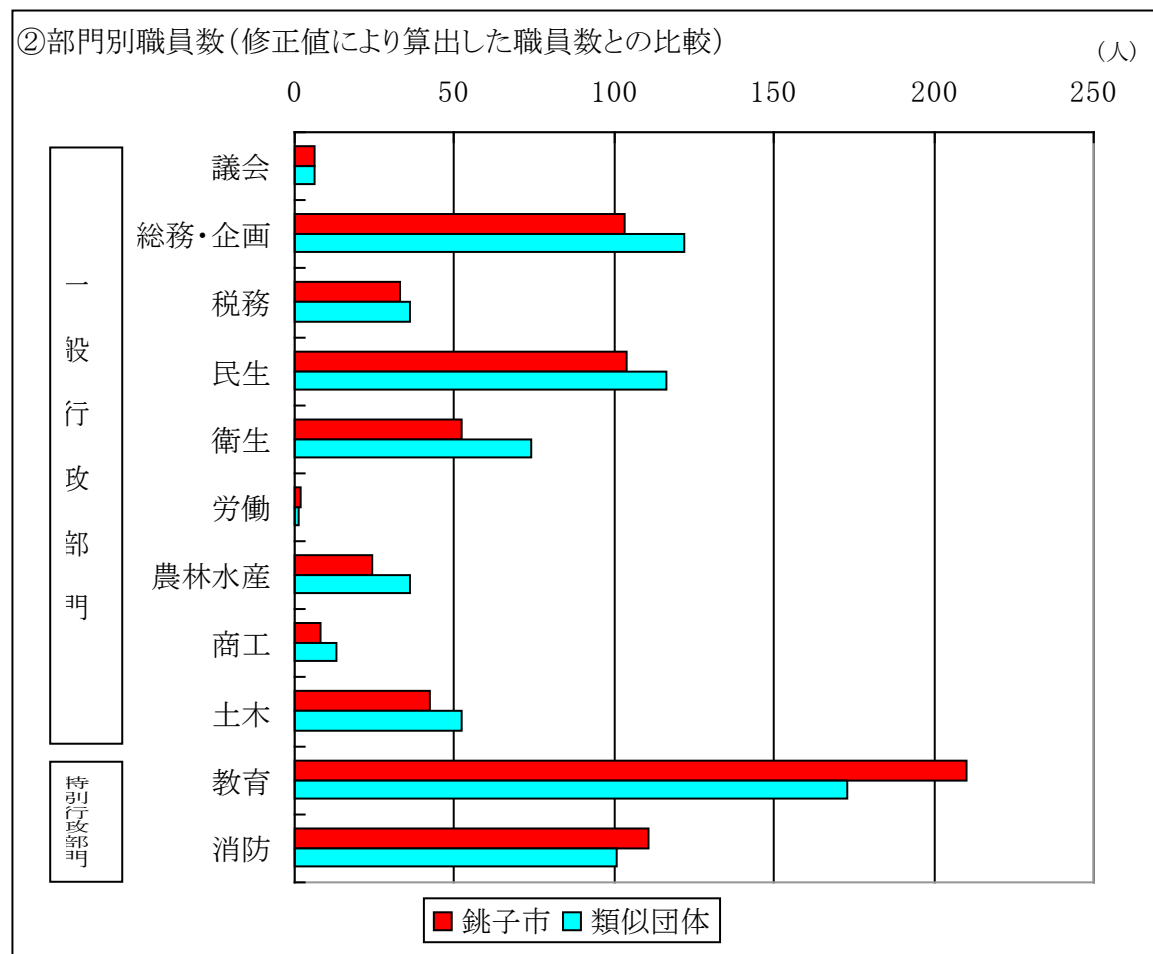
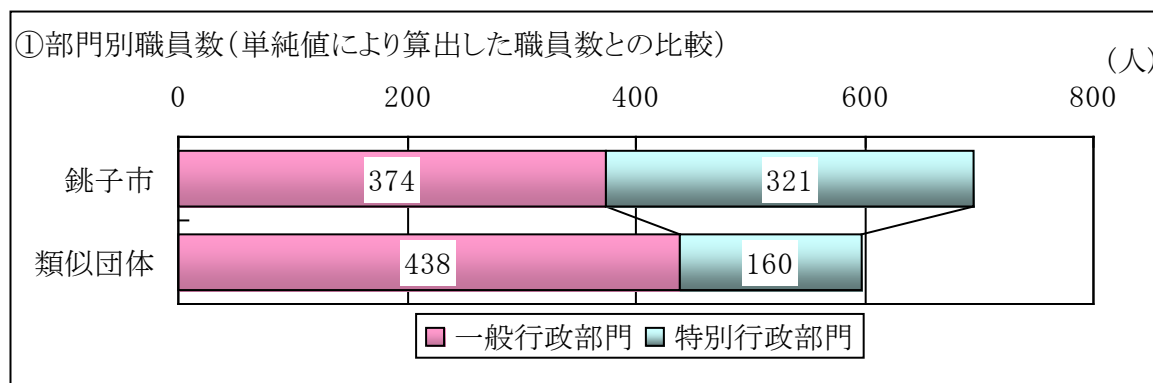
職 種	採用者数（人）			退職者数（人）			備 考
	競争試験	選考	合計	定年	定年以外	合計	
一般行政職	20	2	22	17	9	26	県との人事交流を含む
技能労務職	0	0	0	6	1	7	
指導主事	0	2	2	0	4	4	県教育委員会との異動を含む
消防職	5	0	5	3	2	5	
教育職	0	3	3	1	14	15	県立高校などとの異動を含む
病院医療職	11	2	13	0	187	187	
その他企業職	0	0	0	0	3	3	
合 計	36	9	45	27	220	247	
再任用職員	0	9	9	0	7	7	任期の更新を含まず
任期付職員	0	0	0	0	2	2	

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年の4月1日現在）

区分 部門		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成19年		
一般行政部門	議 会	6	6	0	
	総務企画	103	106	△ 3	行政改革に基づく事務合理化による減
	税 務	33	33	0	
	民 生	104	105	△ 1	入所児童数の減少に伴う保育士の減など
	衛 生	52	55	△ 3	保健衛生事務の見直しによる減など
	労 働	2	2	0	
	農 水	24	25	△ 1	漁政事務の見直しによる減
	商 工	8	8	0	
	土 木	42	44	△ 2	土木業務の見直しによる減
	小 計	374	384	△ 10	
特別行政部門	教 育	210	233	△ 23	市立高校の教員数の減など
	消 防	111	112	△ 1	警防事務の見直しによる減
	小 計	321	345	△ 24	
公営企業等会計部門	病 院	196	225	△ 29	退職した職員の不補充による減
	水 道	42	45	△ 3	組織再編による減
	下水道	15	16	△ 1	組織再編による減
	介護・国保	40	39	1	特定検診・特定保健指導業務充実による増
	小 計	293	325	△ 32	
合 計	988 [1, 371]	1,054 [1, 371]	△ 66 [-]		

(注) []内の数値は、銚子市職員の定数です。

(3) 類似団体との比較（平成20年4月1日現在）

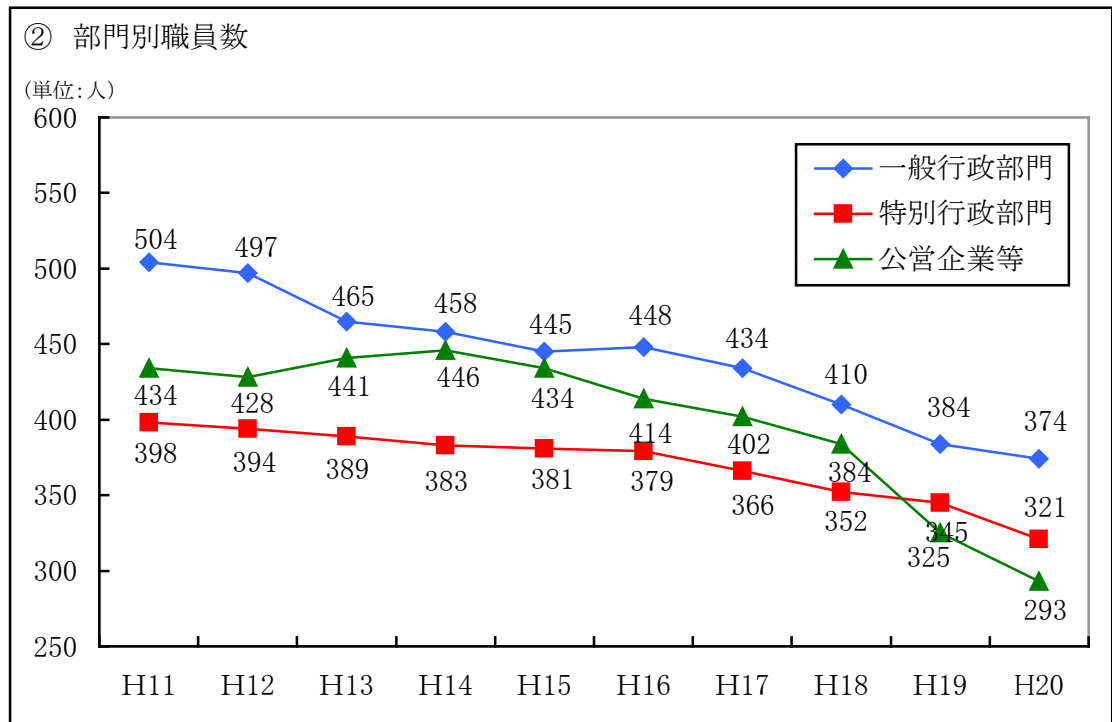
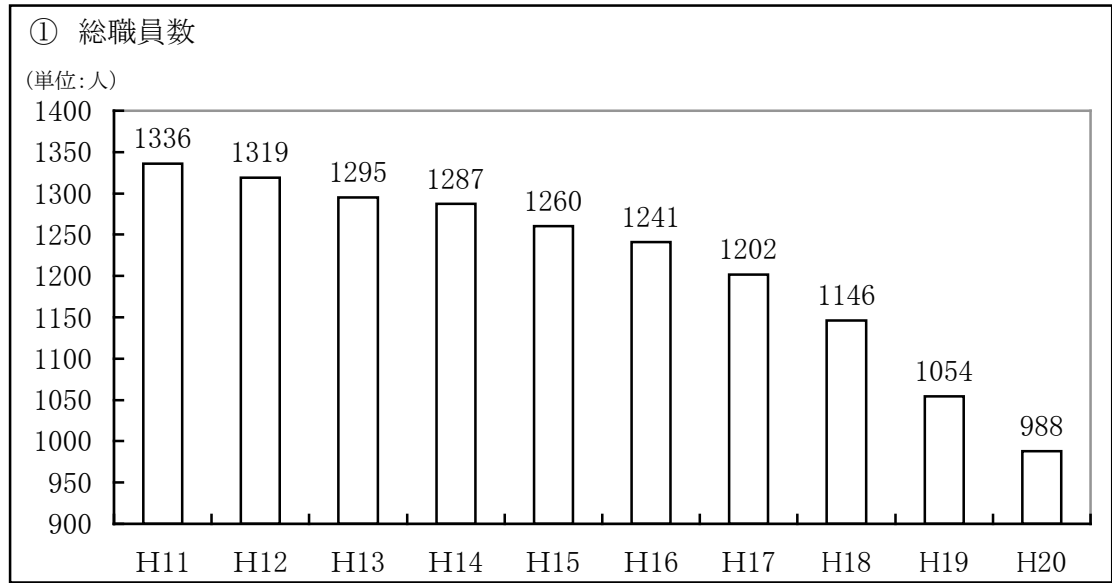


(注) 1 このグラフは、本市の職員数の状況をより明確にするため、本市と人口及び産業構造が類似している全国の市町村（これを「類似団体」といい、本市と同じグループに属している類似団体の数は、本市を含め128団体あります。）の職員数と本市の職員数を比較したものです。

なお、実施している事業の内容やその規模等によって、職員数のばらつきが大きい公営企業等会計部門は、このグラフから除外してあります。

2 このグラフにおける「単純値」とは、本市と同じグループに属するすべての類似団体の職員数の平均値です。これに対し、「修正値」とは、清掃業務や消防業務など、一部事務組合等が類似団体に代わり実施している事務事業がある場合には、すべての類似団体の職員数の平均値である「単純値」で類似団体同士の職員数を比較することが適さないことから、事務事業の区分ごとに、従事する職員がいない類似団体を除外して算出した職員数の平均値です。

(4) 過去10年間の職員数の推移



(5) 今後の取組み

定員管理にあたっては、平成18年3月に策定された「銚子市集中改革プラン」に基づき、定員管理の適正化を計画的に推進してまいります。

具体的には、平成17年度から5か年で職員数121人（10.1%）を削減し、平成22年4月1日の職員数を市長事務部局等で742人、水道事業で44人、病院事業で295人、市全体で1,081人とすることを目標としています。

平成20年4月1日現在において、市長事務部局、水道・病院事業、市全体の職員数について当該目標を達成したところです。今後は、新たな集中改革プランを策定し、更なる職員数の削減に努めてまいります。

2 職員の給与（決算）の状況

(1) 普通会計

(単位：人、千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B	
平成 20 年度	694	2,864,830	433,599	1,150,815	4,449,244	6,411
平成 19 年度	728	3,106,540	476,853	1,257,242	4,840,635	6,649

(注) 1 職員手当には退職手当は含んでいません。

2 職員数は各年度の4月1日現在の人数です。

(2) 水道事業会計

(単位：人、千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B	
平成 20 年度	42	171,553	24,253	68,386	264,192	6,290
平成 19 年度	45	187,146	26,218	74,960	288,324	6,407

(注) 1 職員手当には退職手当は含んでいません。

2 職員数は各年度の3月31日現在の人数です。

(3) 病院事業会計

(単位：人、千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B	
平成 20 年度	12	427,457	111,283	159,573	698,313	—
平成 19 年度	205	847,174	258,059	239,322	1,344,555	6,559

(注) 1 職員手当には退職手当は含んでいません。

2 職員数は各年度の3月31日現在の人数です。

※ 病院事業については、平成20年9月末をもって診療を休止し、年度途中で多数の退職者があり、年度末の職員数で1人当たり給与費を比較することが適当でないことから記載してありません。

職員の給与の状況については、全国の市町村が同一の様式で公表を行っています。
今年度は平成22年3月頃に公表を予定おり、詳細はその際に公表することになります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
		始業	終業	休憩時間	週休日
通常勤務職員	40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	日曜日及び土曜日

(注) 消防職員など交替制等勤務職員の勤務時間は、4週間を通じ1週間について平均40時間です。

(注) 平成21年4月1日より勤務時間が週38時間45分に変更となっております。

(2) 休暇制度等について

給与	種 別	内 容	
有給	年次休暇	1年につき20日間（新規採用職員は採用月に応じて）付与 平成20年 平均取得日数9.5日、消化率24.3% （「勤務条件等に関する調査」平成20年報告数値）	
	療養休暇	傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。公務又は通勤上の傷病に該当する場合はその療養に必要と認める期間、結核性疾患に該当する場合は1年、私傷病に該当する場合は120日を限度に与えることができる。	
	特別休暇	特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇	
		種 類	期 間 等
		感染症予防のための交通遮断	必要な期間
		災害による交通遮断	必要な期間
		災害による現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内で必要な期間
		交通機関の事故等	必要な時間
		官公署への出頭	必要な時間
		公民権の行使	必要な時間
		あらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要な期間 （リフレッシュ休暇） 勤続20年、30年 それぞれ10日
		妊娠中の職員の保健指導	妊娠23週までは4週に1回等必要な時間
		妊娠中の職員の通勤時母体保持	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要な時間
		妊娠中の職員の休息又は補食	必要な時間
		女性職員の出産	出産予定日以前8週間・出産の日後8週間
		女性職員の生理	2日を超えない範囲内で必要な期間
		忌 引	死亡した者と職員との関係により1～10日の期間内において必要な期間
		父母及び配偶者の祭日	慣習上最小限度必要な期間
		夏季休暇	7日
		職員の結婚	7日を超えない範囲内で必要な期間
		配偶者の出産	3日を超えない範囲内で必要な期間
		男性育児参加	5日
	生後1年に達しない子の育児	1日2回それぞれ45分又は1回90分の範囲内で必要な時間	
子の看護	5日		
ドナー休暇	必要な期間		
ボランティア休暇	5日		
無給	介護休暇	配偶者・父母・子等が、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	
	組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事するため必要と認められる場合の休暇	
	育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる休業（部分休業を含む）	

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況（平成20年度）

(単位：件)

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	21	21
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	185		185
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
銚子市職員の分限に関する 手続及び効果に関する条例第5条 の規定により失職しなかった者					0
合 計		0	185	21	206

(2) 懲戒処分の状況（平成20年度）

(単位：件)

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務 を怠った場合	第29条第1項第2号	0	1	1	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	1	1	0	2

5 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員法の規定による職務上の義務

○法令等および上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失墜行為の禁止
○秘密を守る義務 ○職務に専念する義務 ○政治的行為等の制限
○争議行為等の禁止 ○営利企業等の従事制限

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成20年度）

許可件数	許可内容
5件	平成20年度介護支援専門員更新研修等の講師

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成20年度）

① 任命権者が行う研修

区 分		研 修 内 容	実施回数	受講者数
一 般 研 修		接遇能力向上研修 評定者研修 クレーム対応・指導力向上研修 窓口接遇フォローアップ研修	10回	196人
特 別 研 修	専 門 研 修	会計事務及び契約事務研修	1回	71人
	教 養 研 修	「e-ラーニングによる情報セキュリティ」 研修、消費者講座	2回	17人
	そ の 他	地球温暖化問題職員研修 行政民事暴力対応研修 市町村職員研修会ほか	6回	154人
自 主 研 修		e-ラーニング講座ほか	2回	9人
派 遣 研 修	自 治 研 修 ー セ ン タ ー	課長研修ほか 8 課程	9回	19人
	市 町 村 ア カ デ ミ ー	地域ブランドの創造ほか 7 課程	8回	8人
	東 総 地 区 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	新任職員研修ほか 4 課程	5回	51人
	そ の 他	自治大学校ほか	2回	2人

② 各所属で実施した専門研修

区 分	実施回数	受講者数
研修会等派遣研修	447回	666人
職 場 内 研 修	105回	1,116人

(2) 勤務評定の概要

評定の目的	職員の執務について統一的に勤務実績の評定を行って、人事上の公正な基礎資料とし、これを職員の能力育成の有効な指針とするとともに、能力に応じた適正な人員配置を行うことにより職員の勤労意欲の増進を促し、ひいては公務能率の向上を図ることを目的としています。
評定の方法	5段階絶対評価により年2回行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法第42条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められています。

ここでいう「保健」とは、定期健康診断など職員の健康管理を、「元気回復」とは、いわゆるレクリエーションで運動会やサークル活動に対する補助等を、「その他厚生に関する事項」とは、職員互助会への補助等をいいます。職員互助会は、職員の互助組織であって、その運営は、職員の掛金と団体からの補助金で行われるのが一般的とされています。

(1) 健康管理などに関する状況（平成20年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者、衛生管理者等の選任及び安全衛生委員会の運営を行っています。

さらに、事業者の責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病健康診断、特殊健康診断及び採用時健康診断を実施しているほか、長時間労働による健康障害防止のための対策を講じています。

【市事業】

区 分	事 業 名	内 容	対 象 者
健康管理事業	定期健康診断	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	全 員
	特殊健康診断	尿検査、血液検査等	該 当 者
	予 防 接 種	破傷風、B型肝炎	該 当 者
	そ の 他	メンタルヘルス研修等	希 望 者

【共済組合事業】

区 分	事 業 名	内 容	対 象 者
給付事業	保 健 給 付	療養の給付等	該 当 者
	休 業 給 付	育児休業手当金等	該 当 者
	災 害 給 付	災害見舞金等	該 当 者
	附 加 給 付	家族療養費附加金等	該 当 者
保 健 事 業	生活習慣病予防検査	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	35歳以上職員
	特定健康診査及び特定保険指導	特定健康診査：定期健康診断とともに実施	40歳以上の職員
		特定保健指導：メタボリックシンドロームの予防・解消対策として、個別の保健指導を実施	上記の職員のうち、保健指導が必要とされた者
	人 間 ド ッ ク	短期、脳、併用ドック	35歳以上職員
	婦 人 科 検 診	子宮ガン検診	35歳以上女子職員
	助 成 金 等	契約施設利用助成等	希 望 者
	そ の 他	メンタルヘルス相談等	希 望 者

(2) 職員互助会

職員の互助組織として、銚子市役所職員厚生組合を組織して福利厚生事業を実施しています。なお、平成20年度については市からの助成金の支出は無く、組合員（職員）の掛金にて運営しています。

銚子市役所職員厚生組合の事業概要（平成20年度）

【共済給付事業】

○結婚祝金 ○出産祝金 ○傷病見舞金 ○入学祝金 ○永年勤続者祝金など

【福利厚生事業】

○保健、保養及びレクリエーションに関する事業など

《職員掛金 月600円 市公費負担 0円》

(3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数

(平成20年度)

区 分	認定件数
市長事務部局	1件
消 防	1件
教 育 委 員 会	0件
水 道 事 業	0件
病 院 事 業	2件
計	4件

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

《制度の概要》

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局に適切な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。

※ 平成20年度中に職員から公平委員会に対する「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分についての不服申立て」はありませんでした。